



商工・労働

事業主の皆さん、労働保険の手続きはお済みですか？

労働保険とは、労働者の保護及び雇用の安定を図ることを目的とした、国が運営する社会保険制度の一つであり、「労災保険」と「雇用保険」を総称したものです。正社員・パート・アルバイトなど雇用形態にかかわらず労働者を1人でも雇用している事業場は成立手続きが義務付けられています。

詳しくは厚生労働省の労働保険特設サイトをご確認ください。



問合先

- ・ 労災保険制度について 羽曳野労働基準監督署 ☎942・1309
- ・ 雇用保険制度について ハローワーク藤井寺 ☎955・2570



税

市・府民税

第4期納期限 11月30日(木)

お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、市役所、支所で、納期限までにお納めください。口座振替をご利用の方は預貯金残高を確認してください。

※キャッシュレス決済でも納付できます。

問合先 税務課納税担当(2階②番窓口)
☎939・1066



個人事業税

第2期納期限 11月30日(木)

納付書は第1期分の納付書に同封しています。

(年間の税額が1万円以下の場合は、第2期分の納付書はありません)。

納期限までにお納めください(口座振替利用の方には、納付書は郵送していません)。

※納付には、便利な「口座振替制度」をご利用ください。

問合先 大阪府南河内府税事務所
☎0721・25・1131

国民健康保険の様々な給付の紹介

療養費 急病などやむを得ない理由で保険証を医療機関に提示できなかったときや、医師が治療上必要と認めた補装具(コルセットなど)を装着したときは、一旦全額を支払っても、窓口で申請し、審査で決まれば、自己負担分を除いた額が後から払い戻されます。

高額療養費 1か月の医療費の自己負担額が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が支給されます。該当者には医療費支払い後、約3、4か月後に申請のご案内又は支給決定通知を郵送します。

※医療機関の窓口での保険適用分の支払いが、自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」が必要な方は、窓口で申請してください。医療機関がオンライン資格確認システムを導入している場合は、本人の同意があれば「限度額適用認定証」の提示を省略できる場合があります。

高額医療・高額介護合算制度 1年間(8月1日～翌年7月31日)に支払った医療保険での医療費と、介護保険での介護サービス費の自己負担金を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額が支給されます。

一部負担金の徴収猶予・減免制度 医療機関に支払う医療費の自己負担額(一部負担金)の支払義務を負う世帯主などが、次の条件に該当し、資産と能力を活用してもなお生活が著しく困難で一定基準を満たした場合、一時的に一部負担金の徴収猶予や減免ができる場合があります。

- ①天災などにより死亡し、若しくは障害者となり、又は居住する住宅に著しい損害を受けたとき
- ②事業・業務の休廃止、失業(定年退職又は自己都合による退職を除く)、死亡、入院などにより、収入が著しく減少したとき

その他 海外療養費、出産育児一時金、葬祭費などの給付もあります。

問合先 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177



おめでとうございます

地域の犯罪や非行の予防など多大な貢献をされ法務大臣表彰を受賞

藤井 志保子 さん(野中)



保険・年金

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の郵送

年末調整・確定申告まで大切に保管を

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告で、社会保険料控除の対象となりますが、申告の際には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が必要です。証明書に記載された金額(見込額を含む)を超えて納付した場合は、その領収書の添付も必要です。

控除証明書は、令和5年1月1日から10月2日の間に国民年金保険料を納付した方には、11月上旬に日本年金機構から郵送されます。10月3日から12月31日の間に、その年初めて国民年金保険料を納付した方には、令和6年2月上旬に郵送されます。

問合先 ねんきん加入者ダイヤル
☎0570・003・004
(050から始まる電話からは
☎03・6630・2525へ)

国民健康保険被保険者証の更新

10月から国民健康保険被保険者証の色が、茶色から緑色に変わりました。被保険者証の更新がお済みでない場合は、至急窓口までお越しください。手続きに必要なものにつきましては、更新案内をご確認ください。

問合先 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

11月は「こころの再生」 府民運動推進月間

大切な「こころ」を見つめ直し、「ええもんはええ」とはっきりほめることなど、今日からでもできる身近な取り組みを呼びかけています。

大阪府教育センター 「すこやか教育相談」

問合先 大阪府教育センター教育相談室

☎06・6692・1882(代表)

「こころの再生」府民運動

問合先 大阪府教育庁教育総務企画課

☎06・6944・8042



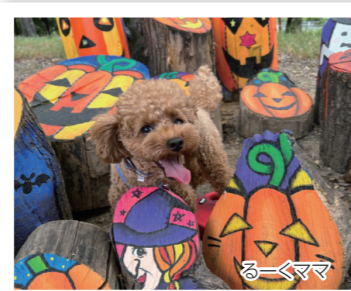
あなたの
とっておきの1枚を
お寄せください!



▲詳しくはこちら!



▲古室山古墳の薄暮が美しすぎる!



▲10月生まれの、るーくん 2回目のハロウィンです お散歩大好き るーくん 秋がイチオン!

広告あり

教育

11月は 「子供・若者育成支援強調月間」

内閣府では、子供・若者育成支援に関する国民運動の一層の充実や定着を図ることを目的として、毎年11月を「子供・若者育成支援強調月間」と定めています。青少年の健全育成は一人ひとりの力が必要です。引き続き、ご協力をお願いします。

問合先 生涯学習課青少年教育担当

☎952・7800

ヘイトスピーチゆるさへん! 11月は「大阪府ヘイトスピーチ 解消推進条例」啓発推進月間

人種又は民族を理由とする不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチは人としての尊厳を傷つける許されない行為です。

条例の趣旨を理解し、全ての人がお互いに人種や民族の違いを尊重しあって共生する社会を築きましょう。

問合先 大阪府人権擁護課人権・同和企画グループ ☎06・6210・9282

マイナンバーカード 交付臨時窓口

日時 11月26日(日) 9時~12時

※カード交付業務のみ行います。

場所 マイナンバー総合窓口(市役所地下1階食堂横会議室)

交付に必要なもの 交付通知書(ハガキ)、通知カード(紛失した方は交付時にお申し出ください)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)、マイナンバーカードと交換)、本人確認書類

※原則、交付申請者ご本人が来庁してください。

◆予約いただくとスムーズにご案内できます。市公式LINEアカウントからも予約できますので、是非ご利用ください。



問合先 市民課マイナンバー担当

☎939・1111(内線1220)

各種情報

11月25日~12月1日は 犯罪被害者週間

~心をつつむ やさしい支援 とぎれなく~

犯罪被害に遭われた方やその家族・遺族の皆さんが、被害から立ち直ることは容易なことではありませんが、早い段階で支援を受けることで、その後の回復が違ってきます。

大阪被害者支援アドボカシーセンターでは、犯罪被害に遭われた方への相談、付き添いなどの支援を行っています。

相談先 認定NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンター

☎06・6774・6365

受付時間 月~金曜日 10時~16時(祝日、年末年始を除く)

不用な本の寄付にご協力を!

~ホンデリング 本で広がる支援の輪~

不用な本などを寄付して、犯罪被害者支援に役立てませんか?

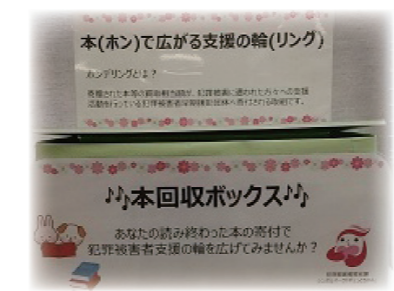
寄付された本などの買い取り相当額は大阪被害者支援アドボカシーセンターへ寄付されます。

市役所1階ふらっとに回収ボックスを設置しています。

※寄付対象とならないものがあります。詳細は市ホームページをご確認ください。



問合先 協働人権課人権推進担当(1階④番窓口) ☎939・1059



事業所などで PCBを含む 電気機器はありませんか?

PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含む電気機器(変圧器、コンデンサー、業務用蛍光灯の安定器など)は、法に基づき処分期間内に処理しなければなりません。低濃度PCB廃棄物は令和9年3月末までの処分が義務付けられていますので、計画的に処理をお願いします。

なお、高濃度PCB廃棄物の処分期間は終了していますので、万一発見された場合は、至急下記までご連絡ください。

問合先 大阪府産業廃棄物指導課

☎06・6210・9583

Jアラート(全国瞬時警報システム)の全国一斉情報伝達試験

市内各地の屋外スピーカーから試験情報が放送されます。

日時 11月15日(水) 11時~

※気象状況などによって中止になる場合があります。

※11月は、毎月第4水曜日14時から定期試験放送は行いません。

問合先 危機管理室災害対策担当(4階⑥番窓口) ☎939・1190

業務用エアコン・冷凍冷蔵庫 をお持ちの方へ

業務用エアコンなどを捨てる際には、フロン排出抑制法に基づき、フロン類充填回収業者に、フロン類の回収を依頼してください。フロン類の未回収には、50万円以下の罰金が科せられます。

フロン類は強力な温室効果ガスです。フロン類の漏れを防ぐことで、地球温暖化やオゾン層破壊の防止につながります。



問合先 大阪府産業廃棄物指導課

☎06・6210・9570

環境・安全

11月は大阪府産業廃棄物 不適正処理防止推進強化月間 しない!させない!許さない!

廃棄物の野焼き、崩れそうなほどに積み上げる野積み、不法投棄は、法律で禁止されています。これらを見つけたら、市町村、大阪府又は警察に通報してください。不適正処理の未然防止と早期解決にご協力をお願いします。

問合先 大阪府産業廃棄物指導課

☎06・6210・9572

大阪府森林等環境整備事業 府民説明会

大阪府では、森林環境税を活用し、豪雨や猛暑から府民を守るための対策を実施しています。府民の皆さんに事業の状況報告と森林などへの関心を高めいただくため、説明会を開催します。

日時 11月8日(水) 10時30分~12時

場所 南河内府民センター3階講堂(富田林市寿町2-6-1)

定員 50人(先着順)

申込方法 電話、ファックス又は電子メールで



申込・問合先 南河内農と緑の総合事務所地域政策室

☎0721・25・1131

FAX)0721・24・3231

⑩minamikawachinotomidori-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

農地パトロール

無断転用・耕作放棄地の解消に向け、市内全域農地を対象に、地区担当農業委員及び事務局職員が11月下旬から12月初旬にかけて農地パトロールを行います。

問合先 農業委員会事務局(農とみどり保全課内4階④番窓口)

☎939・1228